

1 はじめに

ここは、長野県のどこかにある「こども福祉ミーティングルーム^(注)」。

長野県のこどもたちが幸せに暮らせるよう、どんなことをすればよいか、いろいろな人たちと話し合いをしながら決めていく場所です。

長野県では、県内で暮らすこどもを社会全体で育て、こどもにとって最もよいことが行われる(こどもの最善の利益の実現)ために取り組んでいくことを決めた計画(「長野県社会的養育推進計画」)をつくり直すことにしました。

令和2年に10年間(令和2～11年度)のこの計画をつくり、たくさんの人たちといっしょにいろいろな取組をしてきましたが、今の計画による取組では十分でないものがあることもわかり、こどものための法律(児童福祉法)も大きく変わってきました。

これからしばらくの間、このミーティングルームで、今後の5年間(令和7～11年度)に向けて、計画をどのように見直し、取り組んでいくのかを話し合い、決めていくことにしました。

しかし、話し合うことがとても多くなり、時間もかかりそうなので、この本(計画)もきっと厚い本(計画)になります。

もし、あなたがこの本(計画)を読んでくれれば、もちろんうれしいですが、興味があるところ、面白そうだと思ったところからでも、読んでもらえるとうれしいです。

(もちろん、全部読んでもらえれば、もっとうれしいです。)

(注)

「こども福祉ミーティングルーム」とそこに登場する人たちは、想像上(架空)の場所(空間)と人たち(モデルにしている人たちはいますが、ここでは想像上の人たちです)です。

また、この本(計画)に書かれていることは、この本(計画)をつくるために、いろいろな人たちと話をしてきたことなどをもとに、実際に長野県で取り組んでいこうとしているものです。

1-1 実際の計画の検討体制について

この本(計画)を作る(策定する)に当たっては、長野県が設置している「長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」という組織で話し合っ(審議して)きました。

普段は、大学の先生(学識経験者)をはじめとして、施設や里親の代表の人、弁護士などによって構成された組織ですが、この本(計画)を作る(策定する)に当たっては、市町村の代表の人と施設や里親の家での生活を経験した若い人(成人)にも特別に構成員として参加していただき、話し合っ(審議して)きました。

1-2 この計画の位置づけ

この計画は、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～」の施策の総合的展開のうち、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」の個別計画として、本県における社会的養育の推進に向けた取組等をまとめたものです。

2 この本(計画)の読み方

この本(計画)に出てくる人たち

長	長野県	この本(計画)をいろいろな人と話し合いながらつくる人 「子ども福祉ミーティングルーム」を運営する人
A	子どもの A さん	長野県で生活する子どもの一人 家族といっしょに生活している (個人情報を守るため、本名は伏せています)
B	子どもの B さん	長野県で生活する子どもの一人 施設で生活している (個人情報を守るため、本名は伏せています)
C	子どもの C さん	長野県で生活する子どもの一人 里親の家で生活している (個人情報を守るため、本名は伏せています)
O	ケアリーバーの O さん	小さいころから施設で生活したことのある若い大人 (個人情報を守るため、本名は伏せています)
P	ケアリーバーの P さん	大きくなってから施設で生活したことのある若い大人 (個人情報を守るため、本名は伏せています)
Q	ケアリーバーの Q さん	里親の家で生活したことのある若い大人 (個人情報を守るため、本名は伏せています)
施	施設さん	長野県内の施設で、いろいろな理由があって家庭で暮らせない子どもを育てている人の一人
里	里親さん	長野県内で里親として、いろいろな理由があって家庭で暮らせない子どもを育てている人の一人
学	学者さん	子どもの福祉について研究している学者さん
弁	弁護士さん	子どもの権利を守るための活動をしている弁護士さん
市	市役所さん	県内の市役所で子どもや家庭をサポートする仕事をしている人の一人
町	町村さん	県内の村役場で子どもや家庭をサポートする仕事をしている人の一人 町や村は市に比べて人口も少なく、職員の数も少なめ

3「子ども福祉ミーティングルーム」に集まる「社会的養育」が求められること

みなさん、今日は、遠くから来てくれた人もいますが、集まってあげることができてありがとうございます

たくさんの方々に集まってくれたので、ひとりひとりにあいさつできなくてすいませんが、よろしくお願いします

久し振りに会う人も多いですね

そうですね

まだ来ていない人もいますかね？

もう少し待ちましょう

ここに、食べ物や飲み物はご自由どうぞ

これも持ってきたので、みなさんどうぞ

ありがとうございます

学者さん、この前出した新しい本、読みましたよ

※架空(想像上)の本です

さっそく読んでくれたんですね

うれしいです

学者さん、本を出しているのですか？

25

左のページ(奇数ページ)には、次のページで紹介する人たちが「子ども福祉ミーティングルーム」で話し合いながら、長野県で取り組んでいこうとしていることが書かれています。

21 ページにもあるとおり、話し合いは想像上(架空)のものですが、書かれていることは、実際に長野県で取り組んでいこうと決めているものです。

3-1 長野県の子どもや家庭をとりまく状況① ―子どもの数の減少―

全国的にも同じ傾向にあります。長野県においても子ども(18 歳未満の児童)の人口は減少してきており、今後も減少する見通しとなっています。

長野県で生まれた子どもの数は、国(厚生労働省)の人口動態統計によると、第2次ベビーブーム期の昭和 49 年には約 34,000 人となっていました。その後、減少傾向が続き、令和 5 年には、約 11,100 人となっています。

若者の人口が減少していることや、未婚化・晩婚化の進行により、生まれる子どもの数の減少が続いてきていることから、長野県の子ども数も減少してきています。

【図表 3-1】県内の 18 歳未満の子ども人口(平成 26 年～令和 11 年)



※各年の 10 月 1 日時点の人口(ただし、令和 7 年以降は推定値・推計による)

(注)令和 7 年度以降の推計の方法については、「12-2 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の推計方法」において、説明します。

26

右のページ(偶数ページ)には、左のページ(奇数ページ)の内容について、より詳しく知りたい人や子ども福祉について専門的に知っている人などに向けた解説などを掲載しています。